

# 第9回選挙管理委員会 会次第

令和5年9月1日(金)  
午後4時～

## 1. 付議事項について

- (1) 公職選挙法第22条第1項の規定による選挙人名簿の定時登録及び同法施行令第22条第1項の規定による選挙人の数の県選挙管理委員会への報告について

公職選挙法第22条第1項の規定により、9月1日における選挙人名簿の定時登録を行うとともに、同法施行令第22条第1項の規定により、選挙人数を県選挙管理委員会へ報告するものです。

	(名簿登録者数)	(男)	(女)
令和5年9月1日	495,291人	226,194人	269,097人
令和5年6月1日	496,033人	226,521人	269,512人
増 減	△742人	△327人	△415人

- (2) 住民の直接請求に連署を要する数の告示について

定時登録を行った選挙権を有する者の数に基づき、住民の直接請求に連署を要する数について、告示を行います。

法律名	条項	項目	算出根拠	告示する数
地方自治法	第74条第1項	条例の制定、改廃の請求	1/50	9,906人
	第75条第1項	事務監査の請求		
	第76条第1項	議会の解散の請求	40万を超える数の1/6に40万の1/3を加えた数	149,216人
	第80条第1項	議員の解職の請求		
	第81条第1項	長の解職の請求		
	第86条第1項	主要公務員の解職の請求		
市町村の合併の特例等に関する法律	第4条第1項	合併協議会設置の請求	1/50	9,906人
	第5条第1項	同上(関係市町村からの請求)		
	第4条第11項	投票の請求	1/6	82,549人
	第5条第15項	同上(関係市町村からの請求)		
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	第8条第1項	教育長等の解職の請求	40万を超える数の1/6に40万の1/3を加えた数	149,216人

(3) 公職選挙法第28条第2号の規定による選挙人名簿から抹消した者について

第2号（本市を転出後、4箇月を経過した者）

抹消対象者	令和5年4月1日から令和5年4月30日までの表示者（転出者）		
抹消対象期間	令和5年8月2日から令和5年9月1日まで		
抹消対象者数	男 1,784人	女 1,440人	<u>合計 3,224人</u>

※ 第3号（在外選挙人名簿への登録の移転）

今回、対象者はいませんでした。

(4) 公職選挙法第30条の11の規定による在外選挙人名簿からの抹消について

公職選挙法第30条の11の規定により、国内の市町村（大島郡天城町1人、東京都小平市1人）において新しく住民票が作成されてから4箇月を経過した者2人（男1、女1）を抹消します。  
なお、今回、新規登録者はいませんでした。

前回までの登録者	251人
今回の新規登録者	0人
<u>今回の抹消者</u>	<u>△2人</u>
登録者総数	249人

(5) 公職選挙法施行令第23条の16第1項において準用する同法施行令第22条第1項の規定による在外選挙人の数の県選挙管理委員会への報告について

9月1日現在の在外選挙人名簿登録者数を県選挙管理委員会へ報告するものです。なお、報告は、県規程に基づき、衆議院議員小選挙区選挙における選挙区ごとに行います。

	(男)	(女)	(計)
第1区	71人	138人	209人
第2区	11人	29人	40人
<u>合計</u>	<u>82人</u>	<u>167人</u>	<u>249人</u> （6月比 -7人）

(6) その他

① 令和5年度選挙啓発標語・川柳・薩摩狂句の募集について

※別添資料

2. 今後の委員会等の日程

月 日		曜	時 刻	摘 要	出席者	場 所
9月	1日	金	16:00	委員会㊟(定時登録)	全員	選管委員会室
	8日	金	9:30	委員会㊠(署名審査に係る)	全員	選管委員会室
10月	3日	火	16:00	委員会㊡	全員	選管委員会室
	4~ 6日	水~ 金		全選連理事会・研修会	委員長・事務局長	富山市
	12日	木	16:00	委員会㊢(改選後第1回)	全員	選管委員会室
11月	1日	水	16:00	委員会㊣	全員	選管委員会室
12月	1日	金	16:00	委員会㊤(定時登録)	全員	選管委員会室